

# 障害者自立支援法関係 好事例集

## 資 料 目 次

### 【実践編】

#### 《就労支援関係》

「企業で働く障害者増やそう」（毎日新聞 H18.05.07）

「障害者の自立を支援する」（読売新聞～YOMIURI ONLINE H18.06.15）

「障害者雇用 中小に促す」（日経新聞 H18.06.28）

「自立支援法は大きなチャンス～ワークスみらい高知（NPO 法人・高知市）」（『厚生福祉』地域を支える H18.09.15）

「所得アップ 自立促す 変わる授産施設」（読売新聞 H18.09.20）

「夢のある焼き菓子をお届けします」ハイワークひびき 山田 紀子（日本知的福祉協会『さぼ一と』H18.10号）

#### 《地域移行関係》

「障害者自立支援7活動センター発足へ」（沖縄タイムス H18.09.24）

「「西駒郷」から地域移行～家族に調査、7割超「よかった」と回答」（信濃毎日新聞 H18.09.28 他）

### 【理念編】

「動かすのは利用者。主体的な参画を！」東洋大学 小澤 温（『手をつなぐ』18年4月号）

「選べる福祉・組み合わせる福祉～ケアマネジメント生活がやってくる！」（福）むそう 戸枝 陽基（『手をつなぐ』18年9月号）

「障害者が真に自立するには」前宮城県知事 浅野 史郎（朝日新聞 H18.07.03）

「誰も損をしない福祉の構造」料亭久里川 森 浩昭（日本知的福祉協会『さぼ一と』H18.10号）

「障害者が自立できる社会へ（下）」慶応大学 中島隆信（産経新聞 H18.10.06）

「正念場の障害福祉改革」NHK解説委員 小宮 英美（『週間社会保障』H18.10.23号）

### 【その他】

「生き生き生活 女の気持ち」～「息子の入院」「柴山さんへ」（毎日新聞 H18.05.01）

「競争の福祉」こひつじの苑 徳川 輝尚（『厚生福祉』H18.09.29号）

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課編

【實踐編】

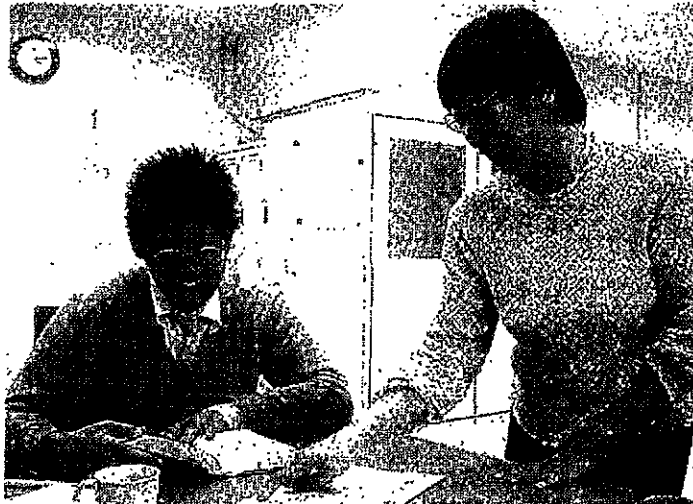
就勞支援關係

# 企業で働く障害者増やそう

## NPOが雇用ノウハウ提案

障害者雇用のノウハウを企業にアドバイスするNPO法人「障がい者自立支援塾」(東京都板橋区仲宿)が発足した。4月に施行された障害者自立支援法では障害者にサービス料の1割負担が課され、収入確保は深刻な問題だ。厚生労働省は1年度末までに、福祉施設から一般企業の就労に移行する障害者を4倍に増やす方針を掲げる。障害者が企業で働くために、言伝あはせての機軸が進んでいる。

【柴田真理子、写真も】



羽鳥公和さん(左)は白井理子理事長に教えられ、国語辞典を引くことを覚えた。調べた語句は、ピンクのラインマーカーでチェック—東京都板橋区仲宿の「障がい者自立支援塾」で

### 研修すれば仕事はできる

平仮名から練習月給で生活安定  
「やれる仕事まで来てうれしい。休むのが嫌いだ。月10万円の給料で働いたから」。個性ま

で手足が不自由な埼玉県川口市青木の羽鳥公和さん(28)は、満面の笑みを浮かべた。昨年12月から自立支援塾の職員として働き、月10万円の給料で働いてきた。しかし、いずれ

生活も安定し、今まで無運無欠働だ。養護学校高等部を卒業後、タイルがしや金属磨きなど製造工場で働いてきた。しかし、いずれ

も突然「休んで下さい」となると言われ、解雇された。最長2年、最短1週間の7、8カ所を転々とした。

3年前、スポーツを通じた自立支援塾の白井理子理事長(54)に出会い、小学1年生レベルの平仮名、数字の練習を始めた。以前は平仮名が読めず、モノ満足に残せなかったが、今では漢字まじりで文章が書ける。昔手だっ

た。多くの障害者に接してきた。「自分一人で教育、研修できる人数には限りがある。多くの企業が障害者

な発送作業も、手の使い方を細かく指導してもらった。得意になった。

白井さん自身も障害者手帳を持つ。生まれつき左手に加え、長男出産時に右股関節も脱臼。離婚し女手として子育てするうちに手術の時機が運

り、30代後半で車椅子生活になった。93年から、企業が障害者雇用のために設けた「特別子会社」に勤め、教育係りとして働いた。研修方法もセットでプランを練る。「障害があるといっただけで、仕事に必要なことを教えられるようになった。教えられる、彼らもできるはず」と語る。

「自分一人で教育、研修できる人数には限りがある。多くの企業が障害者」

### 就労支援 国も強化

企業への助成金制度拡充など

障害者自立支援法の施行とともに、国も就労支援を強化している。

従業員50人以上の企業は、障害者雇用促進法で従業員の1.8%は障害者を雇用しなければならない。身体、知的の障害者に加え、この4月から精神障害者も対象に加えられた。

また昨年度、障害者が就職後に働きやすいよう、本人や企業にアドバイスする「ジョブコーチ」を配置した場合や、企業が福祉施設などに研修を委託した場合に使える助成金制度も創設された。

しかし、東京都障害者雇用促進協会飯田橋支部の佐々木敏晴理事は「企業は中

### 知的障害者には壁まだ高く

途の身体障害者ら「使いやすい障害者」を雇いたがるが、彼らは既に就業している。雇用率が足りなくても、知的や精神の障害者は、感情の起伏が激しいなどの理由で雇用を避けがちだと話す。

障害者の半数は身体障害者で、知的障害者は7%ほど。しかし、全国の地域障害者職業センターへの相談者は、知的障害者が過半数だ。企業向けに障害者雇用の相談にのる公的機関もあるが「個々の会社で事情が違うので、行政機関のみでは有効なアドバイスをするのは難しい」と、佐々木さんは言う。

.....

## 障害者の自立を支援する

松永正昭さん（62） 社会福祉法人コミュニティネットワーク  
ふくい専務理事



現場に足を運び、注意深く観察しながらアドバイス。厳しさの中に、細やかな配慮も欠かさない（中央が松永さん）

「福祉はサービス業。顧客の満足と、最少の投資で最大の効果を、常に考えている」

### 福祉はサービス業だ

「コミュニティネットワークふくい」は、福井県内で福祉工場7か所、通所授産施設13か所を運営している。その経営を担当して13年。無報酬の仕事だ。福祉工場では約150人の知的障害者を雇用。その数は、県内に就労している知的障害者の約5割にあたる。しかも半数が重度だ。

「障害があっても、大人になれば働くのは当たり前。働いて、健常者と同等に社会保険に加入し、誇りを持って地域の中で暮らす。知的障害者は、働く能力が無いと決めつけられ、施設での暮らしが普通だなんて、とんでもない」

授産施設は、職務能力を身につける訓練の場。約190人が、プログラムに従って職業訓練に励む。利用期間を最長8年と限定し、就労への意欲と技能を高めている。

「就労の仕組みをプロ野球にたとえると、授産施設は2軍、福祉工場は1軍、企業で働く人はメジャー選手。1人でも多くの人を1軍へ、さらにメジャーへと送り出すための工夫と努力が授産施設には必要です。そのために、職員の感性と指導能力を高めている」

本業は電気設備会社の社長。福祉法人の運営にも企業経営の手法を導入、約160人の職員に目標を立てさせ、定期的に診断する。「障害が重いから無理」という職員の言い訳は許さない。給与は年俸制。昇給や降給は本人の実績次第だ。

「お客様である障害者の満足度が第一。そして、“費用対効果”も考えなければ、納税者の理解は得られない。福祉工場で働く障害者の支援コストは、授産施設の約半分。福祉工場に1人雇用されれば、市町村の医療費を含めた財政負担は、約100万—160万円減少します」

サラリーマンをしていた27歳の時、倒産会社の再建を引き受けた。社員の3分の1が、何らかのハンディキャップを持っていた。

「彼らの能力を引き出すことに力を注いだ。そして、障害者も、周囲の配慮と工夫次第で、社会に貢献できるということを学んだ。30歳の時、私の不注意で二男が肺炎を患い、重度の知的障害を持ってしまった。この子の社会適応力を伸ばすために、家族とともに、きめ細かく対処してきた」

こうした経験を、福祉工場などの運営に生かしている。個々の能力に適した仕事が見つけられるように、職種はクリーニングや食品加工、コンビニ経営など55種類。農業生産法人を設立し、障害者を農業の担い手に育てている。さらに、1人1人の勤務情報や体調を細かく把握し、的確なアドバイスを欠かさない。

「昼食後、てんかんの薬を飲む人がいますが、薬の影響で午後3時ごろまでは仕事にならない。でも、これは問題にしない。だが、立ち作業の際、足を交差させる人は、作業に集中できない理由があるからで、心のケアを指示します」

福祉工場で働く重度障害者の平均年収は、手取り約78万円。障害基礎年金と合わせれば、約165万円になり、グループホームでの自活は十分可能だ。

「今年、重度障害者を新たに100人雇用する7か年計画を発表した。一切の甘えを排して、経営品質の向上をめざす。誰もが安心して暮らせる、活力ある地域社会づくりを、今後も推し進めていきます」  
(安田 武晴)

◇福祉工場 福祉施設と企業の両方の役割を持ち、障害者は雇用契約を結んで働く。労働基準法など労働関係法規も適用され、社会保険にも加入できる。最低賃金の除外申請も認められている。昨年度末時点で全国に115か所あり、年々増えている。

◆コミュニティネットワークふくいのホームページ (<http://www.c-net.or.jp/>)

# 障害者雇用 中小に促す

全国的にも低い東京都内の企業  
の障害者雇用率を改善しようとして、  
都は雇用促進事業に乗り出す。とり  
わけ経営体力のない中小企業での取  
り組みに力を入れ、他社のモデルと  
なるような雇用形態を提案した企業  
に補助金を出すほか、意欲的な中小  
企業には中小企業診断士などの専門  
家を派遣する。都は「補助金やアド  
バイザーの派遣は全国的にも珍し  
い」と話す。



障害者がいきいきと  
勤める場作りが、地  
域活性化の一助とな  
る(東京都北区)

## 都、モデル企業に助成

### 診断士ら派遣

### 経営側面支援

都が念頭に置くのは障  
害者を五人以上(中小企  
業では三人以上)新たに  
雇う企業。精神障害者の  
雇用を促進するため一日  
四時間程度の短時間雇用  
も対象とする。

雇用機会を広げるため  
社会福祉法人、特定非営  
利活動法人(NPO法  
人)、公益法人、個人事  
業主も対象にする。助成  
金は二分の一を上限に三  
百万円まで。使途は事業  
や中小企業診断士らを中

## 都内企業 全国ワースト2

厚生労働省によると心身  
障害者の働く環境改善の平  
均賃金は月額約一万五千円  
と極めて低い。障害者雇用  
促進法では社員が五十六人  
以上の民間企業は、従業員  
の一・八％は障害者を雇用  
するよう求めているが、都  
内企業の障害者雇用率は新

### 障害者雇用率

東京都並びに一・四％でワ  
ースト二位タイに落ちる。  
全国平均の一・四九％よ  
り劣り、トップの二・〇八  
％(山口県)とのギャップ  
も大きい。雇用の道の狭さ  
に都は「就業推進課は「働  
く意欲のある障害者を受け入  
れの一層の取り組みが必

### 平均賃金も低く

要「と強調する。  
「中小企業の経営者は地  
域密着型でシネスをする場  
合が多い。自宅にこもりが  
ちな障害者を地域社会に引  
き出すことが、障害者も町  
内会も明るくを築き」と指  
摘するのは、北区でパンフ  
別宅配を手掛けるスワンパ  
ーカリー十茶店を運営する  
ウイ王子の小島靖子取締役  
役。一九九九年に創業し、  
現在は十八人の障害者を受  
け入れる。同社は中古本販  
売業のフックオフ・ホレーシ  
ョンと共同で古本の引き取り  
業務など障害者を使った新  
規事業の開拓に着手してい  
る。小島さんは「障害者が  
汗を流して一生懸命働く  
姿は、他の社員の意欲向上  
にもつながる」と話してい  
る。

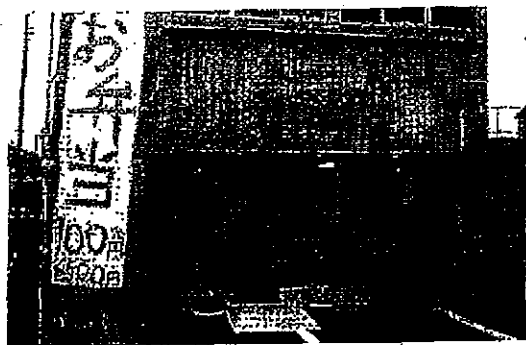
所のパリアフリー化や障  
害者向けパソコンの導入  
などに限り、運転資金へ  
の流用は厳しく規制す  
る。

都障害者職業センター  
職員らをメンバーにした  
選定委員会を設置。上  
下期で各三社を選定。  
雇用する側の企業には  
「経営環境が厳しい」「パ  
リアフリーの建物など障  
害者を受け入れる環境が  
整っていない」との声も  
強い。都は中小企業  
振興公社と連携、税理士  
や中小企業診断士らを中

小企業に派遣し、経営を  
側面支援することで経営  
リスクを軽減する。  
都雇用就業部では都内  
の最低賃金である時給七  
百十四円を上回る体制を  
整えることを目標に掲げ  
てほしい」と話す。

# 地域を支える

(544)



高知市街地から程近い幹線道路沿いに立つ弁当屋「Ms kitchen」。おしゃれな店構えや低価格のメニューが受けて、お昼の時間帯を過ぎても客足が途絶えない。客の大半は「普通の弁当屋」として利用するが、奥で働く店員の多くは障害者だ。二〇〇五年十二月のオープン以来、売り上げは順調に伸びており、障害者自立支援法を見据えて設立した同店は確かな就労の場として育ちつつある。同店をオープンさせたのは特定非営利活動法人（NPO法人）「ワークスみらい高知」（高知市、竹村利道代表）。障害者が名実ともに認められた

仕事に就き、それに見合った対価を得られる環境を提供するのが狙いだ。同法による施設再編で就労移行支援事業の認定を目指す、今は福祉施設ではなく、一事業所として経営。竹村さんは「事業所として自立すれば、同法は強い味

方になってくれる」と確信。初期投資には自身の退職金を充てるなどあえて困難な道を選んだ。同店では現在、軽度から重度まで五人の知的障害者を雇用し当初から最低賃金の時給六百十三円を保証。三人の実習生には月額三万円の給料を支給。四〜八時間の勤務時間中、弁当業界出身の店長と福祉を学んだスタッフ計三人が必要に応じてサポートするが、障害者も調理から配達までほとんどの業務を分担してこなす。

## ワークスみらい高知 (NPO法人・高知市) 自立支援法は大きなチャンス

複雑な料金計算も計算機の使い方を指導することで難なく克服。昼の繁忙時間帯も皆一丸となってフル回転する。今では近くの企業や学校事務室などが常連の配達先となり、店頭販売も合わせ一日平均二百五十個の弁当を販売、既に年商四千万円を超えるペースで業績を拡大。就労移行支援事業の指定でスタッフの人員費相当の補助が得られれば「障害者に月額九〜十万円程度の給与が出せるようになるはず」と先を見据える。

竹村さんを動かしたのはソーシャルワーカーとして勤務した十八年間の経験だ。当初は「気の毒な障害者のために」の姿勢で臨んだが、力強く生きる多くの障害者との出会いをきっかけに「福祉が障害者の自立を奪っている面がある。働けないと思われているのは誤りだ」との認識に至った。障害者の負担増に批判の声が相次いでいる現状について、竹村さんは「補助金漬けの賜得権益から抜け出せない福祉の体質の表れ」とみる。支援法は「障害者の生活を格段に改善する要素を秘めている」と前向きな姿勢に揺らぎはない。

ワークスみらい高知では、同店勤務前の訓練の場として「Ms factory」を建設中だ。就労継続事業の指定を得た上で、障害者に弁当やケーキ、どら焼きを製造しながら、「時間をかけて」「Ms kitchen」への昇進を目指してもらおうと考えた。重度の身体障害者でも在宅就労ができるよう、ウエブ作成やデータ入力技術を身に付けるテレワークセンターの設立準備も進め、あらゆる障害の程度に合わせた支援のあり方を模索中だ。

目下の気掛かりは、将来せつかく企業で雇われても、ミスマッチが原因で解雇されれば、障害者雇用全体に悪影響が大きいこと。個々の障害者の状態や技能を見極めながら企業との橋渡しをし、就職後も定期訪問できめ細かいフォローを行いたいとの思いから、数年後には障害者専門の職業紹介所の運営にも乗り出したい考えた。

(堀川 諭||高知支局)

# 変わる授産施設



## グルメ豆腐を生産

## イス撤去し効率化

障害者の働く場となっている授産施設で「アップ」の取り組みが本格化してきた。ほかにはない魅力的な製品を作ったり、質の高い手作業をしたりすることで障害者の所得を引き上げ、地域で自立できる人を増やすのが狙いだ。(坂東玲子)



豆腐の発酵め作業に追われる障害者。「大変なこともあるけど、豆腐を作るのは楽しい。おいしいと言ってもらえたらうれしい」(宮城県蔵王町で)

# 所得アップ 自立促す

宮城県蔵王町の蔵王町には知る人ぞ知る「名物」がある。通所授産施設蔵王すずしじろで作る豆腐だ。同県産の大豆を使い、昔ながらの製法で作った豆腐は味が濃く、全国的美食家を取り寄せる。地元で生協や量販店も扱って、昨年からは百貨店の仙台三越に直売店がオープンした。

蔵王すずしじろの蔵王豆腐は、15万円あれば何とかならせる。障害年金で足りない分を補うには、約7万円が必要。

蔵王すずしじろの蔵王豆腐は、15万円あれば何とかならせる。障害年金で足りない分を補うには、約7万円が必要。

蔵王すずしじろの蔵王豆腐は、15万円あれば何とかならせる。障害年金で足りない分を補うには、約7万円が必要。

蔵王すずしじろの蔵王豆腐は、15万円あれば何とかならせる。障害年金で足りない分を補うには、約7万円が必要。

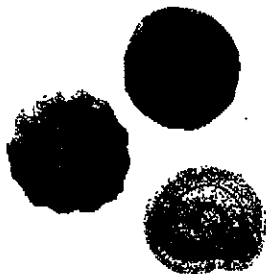
蔵王すずしじろの蔵王豆腐は、15万円あれば何とかならせる。障害年金で足りない分を補うには、約7万円が必要。

大阪 ハイワークひびき

夢のある焼き菓子をお届けします

—まずは日本一のマドレーヌを目指して—

●山田紀子(施設長)



はじめに

"ハイワークひびき"は、社会福祉法人ひびき福祉会の4番目の通所施設として、1997年12月にオープンしました。もうすぐ開所して9年になります。

ハイワークひびきができるまでの法人内の他の施設は、障害が重度な方から、軽度の方まで、同じような日課で、下請け作業や縫製作業を行っていました。工賃も3,000円から多い人で10,000円位でした。職員の中では、障害が軽

く、就労意欲のある人にはできるだけ一般企業に近い条件で、高工賃を保障していきたいという思いが強くなっていました。

そして、ハイワークひびきはそういう願いを実現するために利用者や職員、家族の手で誕生したのです。

作業の選定

—日本一のマドレーヌを作ろう—

新しい施設の立ち上げにあたり、職員を中心に職種を決めることから始めました。下請け作業ではなく、食品関係

の自主製品ということはすぐに決まりました。食品は消費が早く、リピーターを作りやすいからです。

「パン」「弁当」「味噌」「豆腐」など、試作をしたり、地域的な条件を調べたりしました。そんな中で「焼き菓子」に決定していきました。

当時、焼き菓子作りのアドバイスをしてくれる専門の方がいてくれたのも大きな力でした。クッキーなど福祉施設が作った製品ではなく、「街の焼き菓子店」を意識できるような、本格的なお菓子を作ろうということになりまし



▲洋菓子のBiss外観

た。合言葉は「日本一のマドレーヌを作ろう!」でした。大きな目標を掲げることにになり、一番プレッシャーを感じるようになったのは担当の職員でした。「何度でも買ってもらえるお菓子」「贈答品として人にあげられるようなお菓子」を目指すことになったのです。

まず職員がオープン前にお菓子の先生から焼き菓子作りの特訓を受けました。マドレーヌを毎日焼きながら覚えていきました。利用者に教えることはならないので真剣です。当時の職員はお菓子に関しては全くの素人です。基礎からの修業でした。

作業設備も一般の菓子工房に近い設備を、できる範囲で整えました。今でも見学に来

られる方は「本格的ですね」「すごいですね、お菓子屋さんですね」と感心されます。利用者には「ここでお菓子作りを頑張るんだ!」という意欲を持たせるためにも環境設備は大切なことだと考えました。

作業時間は9時から5時までです。全員自分で通所できる人ばかりなので、9時から働けるように8時30分には出勤し、用意をして待ちます。タイムレコーダーの設備も、今までになかったことなので新鮮でした。作業服、エプロン、靴、帽子と全員揃えました。「菓子工房 ハイワークひびき」の出発です。

高い工賃を目指して

利用者の工賃目標もお菓子の質同様に、高い目標を掲げました。最低賃金の半分「5

万円位」。当時、利用者の工賃は平均で1万円ほどです。これもまた職員への大きな課題になりました。工賃を支払うためには作ったお菓子を買わなくては現金になりません。開所当時から営業担当の職員を配置しました。

福祉施設(老人ホーム等)などを訪問し、おやつで使ってもらったり、地道な営業活動を行いました。宣伝のためにお菓子用のチラシを専門のデザイナーさんに頼んで作成しました。また、贈答用に名前入りの菓子箱も3種類作りしました。

そんな中、社会福祉協議会から敬老の日のお菓子の注文(1,000個位)や知り合いの家族の方からお中元やお歳暮の注文も入るようになりました。しかし、利用者への工賃にはまだまだ足りません。

利用者も「自分たちも売りに行こう」と交替で施設の前や公園、駅前などにマドレー



▶お菓子工房の作業風景です





2006年度のBlissの頒布会のチラシ

ヌとテーブルとバラソルを持って定期的に販売に行きました。販売は大変ですが、自分たちで作ったお菓子を目の前で買ってもらう、次回には「おいしかったよ」と声をかけてもらうのは、すごく嬉しいことでした。「もっとおいしいお菓子を作るぞ!」という励みにもなりました。

しかし、なかなか工賃は上がりませんが、利用者と職員が一緒になって作りあげていく楽しさがあり、利用

者も生き生きとしてお菓子作りをしていたように思います。

その頃の工賃は時給100円、1日7時間、1ヵ月22日出勤して、15,400円でした。5万円という目標には到底及びませんでした。

### 売上げアップのために

工賃を上げるためにも、売上げを伸ばさないと私たちの目標は達成しません。焼き菓と職員が一緒になって作りあげていく楽しさがあり、利用

者も生き生きとしてお菓子作りをしていたように思います。

ません。利用者の仕事の確保のためにはお菓子の注文がないとまらないのです。

毎月の安定した売上げのために思いついたのが頒布会でした。「おいしい焼き菓子頒布会」ということで、まず1回目は半年間から始めました。毎月1回焼き菓子がお客さんに届く仕組みです。定番のマドレーヌやフィナンシェ、クッキーだけでなくタルトやクグロフなどの新商品も企画に入れました。毎年、会員を増やし、現在は200名近い人に利用していただいています。夏はゼリー、秋はりんごのタルトやスイートポテト、冬はチョコレートタルトなど季節感を大切にしています。

また、ハイワークの焼き菓子「マドレーヌ」に使用するレモンは愛媛県の岩城島の国産レモン、「りんごのタルト」のりんごは長野県と青森県の農園から仕入れています。「スイートポテト」のサツマイモは鳴門の農園、菜苺は鹿児島島の施設で栽培した苺です。材料にこだわり、利用者手作りの焼き菓子が、毎月1回、定期的に届くのを楽しみにしてくださる方がたくさん

いるのは幸せなことです。お菓子と一緒に作業風景を撮った「Blissだより」も同封しています。

また、今年度のチラシ作成には大きな応援がありました。デザイン科のある大学の協力です。デザインを勉強している学生の若い感性でチラシが完成しました。学生にはお店のポップなどの協力もしてもらっています。

こうしているいろいろな方の協力を得て頒布会をはじめ、他の注文も増えていきました。おかげで9年目の今、利用者の工賃は多い人で5万円を超えているとできるまでになっています。まだまだ全員は無理ですが、工夫と努力で売上げアップから工賃アップにつなげていきたいと思っています。

### パティシエを目指そう

3年前に直販店を分場施設として開所しました。焼き菓子を常時店頭で売っているお店です。同時に生ケーキの製造も始めました。プロのパティシエを職員として採用し、利用者と一緒に生ケーキを作っています。これまで焼き菓子を作っていた利用者が今度は本格的にパティシエを目指してケーキ作りです、利用者だけでは難しいことも多いのですが、職員の援助を受けてシュークリームやスポンジの仕込みなど、工夫をすればいろいろとできることも増えてきました。販売もしているのも、毎日お客様とのふれあいもあります。お客様にも利用者のケーキ作りの様子も見て

もらえます。これからも地域の方たちに愛され、親しまれるおいしいお菓子作りを目指したいと思います。利用者もみんなの応援を受けてますますお菓子作りに励むことになると思います。

### そして、これから

障害者自立支援法で私たちのこれからの施設のあり方も大きく変わります。今後どう展開していくかはまだまだ検討中ですが、利用者のニーズを大切に、今まで培ってきた力を最大限に生かしていきたいと考えます。

地域からの信頼、洋菓子の技術、店舗などの設備を有効に活用し、障害のある方への支援を行っていききたいと思います。



▲オープンから鉄板を取り出したところ



▲焼きあがったマドレーヌを取り出しているところ



▲鉄板にクッキーを並べています

# 地域移行関係



2006年9月24日(日) 朝刊 26面

## 障害者自立支援7活動センター発足へ

障害者自立支援法が十月から全面施行されるのに伴い、在宅心身障害者の活動の場として「地域活動支援センター」が新設される。那覇市はセンターを就労につなげる機関にしようと、センター移行を目指す市内の小規模作業所に対し、NPO法人格取得に向けた積極的な支援を展開してきた。七つの作業所が地域活動支援センターとして新たなスタートを切る。(平良秀明)

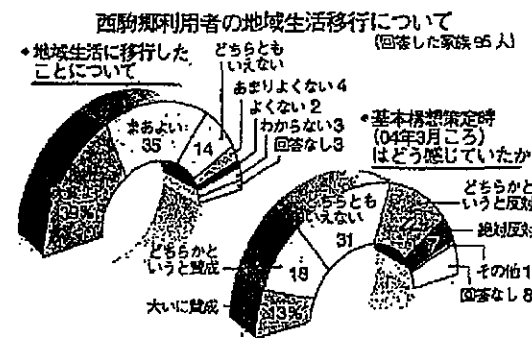
養護学校を卒業した障害者の大きな受け皿となっていた小規模作業所は、全国に約八千カ所あり、保護者らを中心に細々と運営してきた。これまでは法定外存在だったが、自立支援法ではNPOや社会福祉など法人格を取ることを条件に、地域活動センターとして市町村からの委託事業を実施する。委託金は市町村が独自に決める。

那覇市は今年三月に作業所を集めて法人格取得についての勉強会を開催。担当課の職員を増やして対応に当たり、十月に間に合わない作業所に対しても年度内の予算は確保し、法人格取得を呼び掛けている。また本年度は精神障害者の作業所への国の補助金約八十九万円がカットされたが、その分も市が補てんし、活動に支障がないようにした。九月現在、市内で補助金を受けている作業所は十六カ所。うち七作業所がセンターに移行する見込みで、十月からの委託金は年間三百万円(利用人員五―九人)、五百五十万円(十一―十九人)、七百五十万円(二十人以上)となる。これまでの軽作業や社会との交流事業に加え、就労支援事業を市の委託を受ける形で行っていく。

市の担当者は「障害者の能力には個人差が大きく、仕事ができる人は貴重な人材として運営の厳しい作業所が手放さず、民間企業への就労に結び付かないケースがあった」と説明。「今後は就労支援に力を入れていくことで、高齢化で将来の運営を心配する保護者にも、安心してもらえるのでは」と話す。市内のほかの作業所は「これから申請する」「市と相談していきたい」としている。

「西駒郷」から地域移行家族に調査

「知的障害者が地域で普通の暮りをする」とを目的に、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村にある県の知的障害者総合支援施設「西駒郷」(定員五百人)の縮小を進める県障害者自律支援センターは、国所を出て地域生活を始めたい人の家族に実施したアンケート調査結果をまとめた。七割超が施設を出て「よかった」としている。



7割超「よかった」と回答

目配りや生活費で不安も

地域生活移行を「よい」と感じていた家族に理由を尋ねたところ、伊豆「西駒郷養老施設」を「自立した生活が実現した」と回答した04年3月時点で、百七十九人が地域で暮らしていた。そのうち「よかった」と回答したのは、35人(約20%)、「まあよい」と回答したのは、14人(約8%)、「どちらかというくらい反対」と回答したのは、1人(約1%)、「絶対反対」と回答したのは、1人(約1%)、「その他」と回答したのは、1人(約1%)、「回答なし」と回答したのは、3人(約5%)だった。移行先の地域生活が「よくなった」と感じる一方、県が「施設費を」対反対だった「施設費」と今後、担当課や福祉関係者



ふれあい

小差だった。施設を閉めたことと当初、反対だったが、地域移行が実際に始まった後、「賛成に転じた家族も多くなった。」「施設として、グループホームでの生活を「イヤイヤ」として「家」に近づいたのとき、時々顔を見に行けるようになった。前向きな変化を喜ぶも、

一方、移行先で「十分な目配りができていない」「近所に知られていて、うらやましい」とも感じる。月々の生活費が多くなる「経済的」な不安も多かった。県の基本構想は、07年度までに二百五十人の地域生活移行を目指す。最終的に「六十人」程度の入居を想定している。施設費を「自立した生活が実現した」と回答した04年3月時点で、百七十九人が地域で暮らしていた。そのうち「よかった」と回答したのは、35人(約20%)、「まあよい」と回答したのは、14人(約8%)、「どちらかというくらい反対」と回答したのは、1人(約1%)、「絶対反対」と回答したのは、1人(約1%)、「その他」と回答したのは、1人(約1%)、「回答なし」と回答したのは、3人(約5%)だった。移行先の地域生活が「よくなった」と感じる一方、県が「施設費を」対反対だった「施設費」と今後、担当課や福祉関係者



# 知的障害者入所施設から地域へ ～長野県西駒郷の当事者調査から～

三田優子 大阪府立大学



特集 第3回日本グループホーム学会大会報告

特集

## ■1 はじめに

入所施設を縮小し、地域移行を進めている長野県西駒郷（昭和43年開設）。すでにこの2年間で約4割が移行しました。その大きな移行先がグループホームです。このように単独の事業を立ち上げ、長期入所者や重度の障害をもつ人も含め、地域での生活を創っている長野県の取り組みは注目されています。

そこで、より質の高い援助を構築するためにも、地域での生活は障害者本人にとってはどう評価されているのかに焦点をあて、当事者への聞き取り調査をスタートしました。地域移行を当事者の声から検証する作業です。

## ■2 調査の概要

「入所施設内でのききとり」「地域でのききとり」「当事者の組織づくり」「権利擁護センター設立に向けた運動」を研究の主な柱にしていますが、今回はすでに地域で生活を始めた障害者本人への第一次調査の結果を報告します。200人を超える対象者のうち、約60人へのききとりが行われました。調査員が

グループホームのお部屋を訪ねて、1対1でききとりを行いました。

その主な結果は以下の通りです。

- ① 西駒郷入所時にはなかなか表には出る機会がなかった「障害者本人がもつたくましさ」や「隠された力」が多数確認された。
- ② 好みの家具や小物に囲まれたり、自分だけのテレビや静かな空間（個室）を手に入れたことで、さらに趣味を楽しんだり、夢をもつようになったりと生活の広がりが見られた。
- ③ 「もっと早く出たかった」「早く（まだ入所している友だちを）だしてほしい」等の希望が多く、さらに西駒郷敷地内での「自律訓練」「自活訓練」の必要に関し、「すぐに今の暮らしの場に移った方がよかった」との声も少なくなかった。

## ■3 当事者から出された課題

直接、グループホームを訪問すると調査員が気づくこともありました。住環境の問題でプライバシーが確保されているのか、ミニ施設化されていないだろうか、などです。

また当事者からは「困った時にもっと話を

聞いてほしい」「誰に相談していいかわからない」「入居者間のトラブル」「日中の場での悩み」などが具体的に出されました。個別の支援へのニーズの高さが表われています。福祉圏域ごとに3階層の支援の拠点を整備した長野県でさえ、地域での支援が更に必要であることが、地域に移行した当事者から指摘されたのです。

その他、権利擁護のシステムの早急な整備も課題であると思われます。入所施設から移行しただけで終わるのではなく、そこから本当の支援が始まるのです。逆に言えば、移行してでないと測れない援助量・援助体制もあるのだと思われました。そしてそこには「もう施設には戻りたくない」という当事者からの強いメッセージがまずあることも忘れてはいけないうのではないのでしょうか。

## ■4 おわりに

30年以上の入所経験をもつ方でさえも、数カ月でグループホームでの個室生活を自分で組み立てています。秘められた当事者の力を信じながら、さらに調査を進めていきたいと思っています。「入所施設よりはまし」というレベルだけでなく、グループホームが個人生活の場となって、安心した暮らしが保障されているのかを検証することは、グループホームの意義を明らかにする上でも重要と考えるからです。

長野の地道な取り組みを、障害者本人が何よりも応援し、評価しています。日本での莫のノーマライゼーションとは何かを、彼らと共に求めていきたいと、新法の施行時にこそ強く感じています。

# 【理念編】

# 障害者自立支援法

大特集

## 動かすのは利用者。主体的な参画を！

市町村障害福祉計画、地域自立支援協議会、市町村審査会

東洋大学 ライフデザイン学部  
小澤 温

サブタイトルにあるように、障害者自立支援法を動かす「手をつなぐ」(2006年2月)とも言われています。このように一言を奏すと、障害者自立支援法で利用できるサービスの決定(支給決定)と輝かれています(の仕組み)。地域(市町村)におけるサービス提供体制の整備に関わる事項です。

これを行政に任せるのか、利用者として参画(参加)してはなりません。計画の立案・提案・提言に参与する主体としての「参画」です。市町村のサービスの質と量に天と地の差を与えます。これからは、国がスタンダードを決める競争型方式の福祉の時代ではないことには確かです。これをチャンスにするのか、マイナスにするのかは、ひとえに利用者の主体的な参画にかかっています。

### 市町村障害福祉計画

市町村障害福祉計画と市町村障害者計画とを混同してはいませんか。皆さんが混同してしまっている点です。この点で、障害者自立支援法はわが国で初めての脱施設に関連した法律といえるかもしれません。

●市町村障害福祉計画……障害者自立支援法(第88条)において定められる。  
●実際には、係については都道府県等から多くの機関が寄せられた「3」と書いています。

●市町村障害者計画……障害者基本法(第9条第3項)現在、市町村は努力義務になっていますが、2007年4月より義務に変わります(なお、定めてはならない)。この場合は根拠法が違います。

### 市町村障害福祉計画の内容

市町村障害福祉計画の内容は、障害福祉サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス)、相談支援事業所、地域生活支援事業(相談支援事業、ロコモニティ・シオン支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センターなど)の必要量と見込み量の3年間の推計と必要量の確保に関する方針の計画です。

「これまでとは違う特徴」  
特に、これまでの計画にない特徴点は、必

要量と見込み量の推計の中に、入所施設あるいは精神科病院から地域に移行する人の推計を入れる点です。この点で、障害者自立支援法はわが国で初めての脱施設に関連した法律といえるかもしれません。

### 市町村障害者計画の内容

これに対して、市町村障害者計画は、障害者のための広範囲の施策(教育、保健・医療、情報、啓発など)福祉以外の分野も含まれます)に関する中期・長期計画です。ただし、障害福祉計画を障害者計画の一部(生活支援分野)として位置づけ、特定する(これもできます)。(図1)

### 利用者として、より深く参画するには

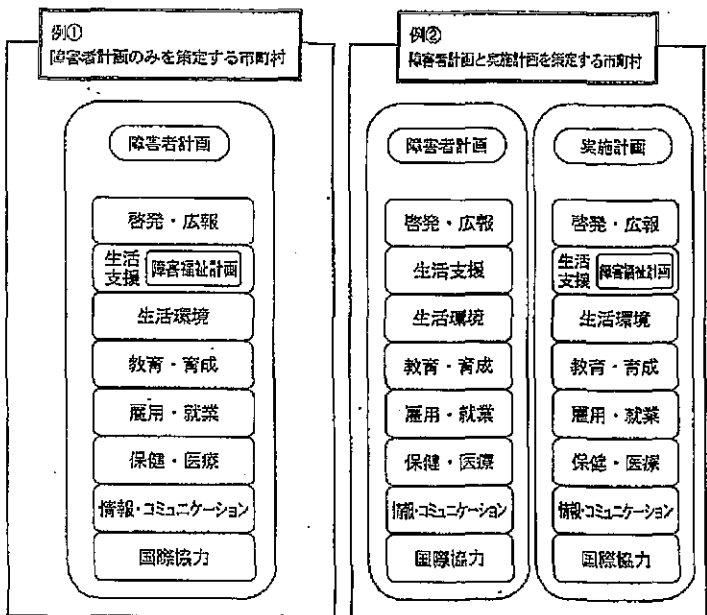
市町村には、障害者計画(決定済み)・障害福祉計画(これから決定)、障害者計画・障害福祉計画(いずれもこれから決定)があると思います。

障害福祉計画は障害者の参加に配慮するといふだけで、法では策定に関する委員会等の設置を規定していません。そのため、行政主導の策定も可能です。利用者の皆さんがより深く参画するには、障害福祉計画の策定も、障害者計画の一部として検討した方がよいと願われます。

なぜなら、障害者計画策定には、地方障害者施策推進協議会(障害者基本法第26条第4

図1 障害者計画と障害福祉計画との関係

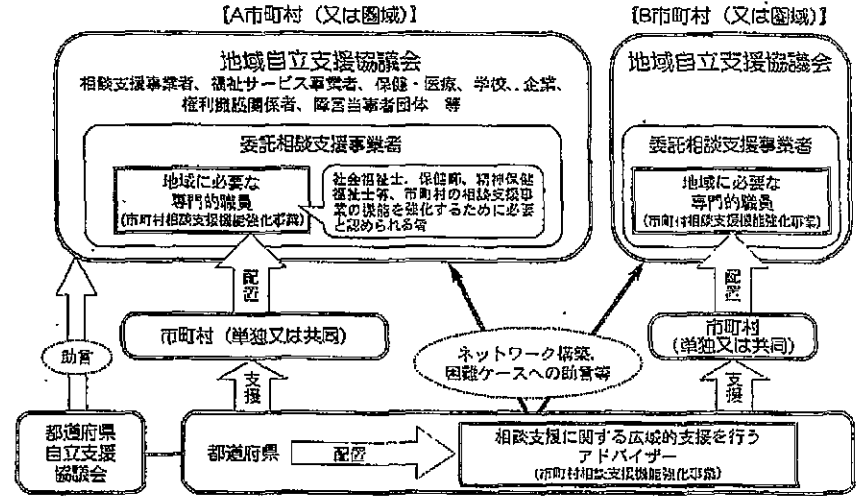
- 障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



項)の協議会(市町村)の設置が義務づけられていますが、協議会があれば、障害福祉計画策定に関する意見を聴かなくてはなりません(障害者自立

支援法第88条第5項)。

図2 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業(全体のイメージ)



地域自立支援協議会

どんな協議会、取り組みしたい  
 地域自立支援協議会とはなんだろうか。  
 実は、障害者自立支援法には記載がありません。しかし、厚生労働省の説明資料にははっきりとその名称が記されています(図2)。  
 その理由は、この協議会の財源が交付税であることと関係していると思います。交付税の場合、配分を言いますが、どう使おうと都道府県・市町村の完全な裁量の中にありますので、予算をほとんどかけないで、形ばかりの協議会になるのか、きちんとした予算をどう内容のある協議会にするのかは、すべて、市町村(場合によっては都道府県)の取り組み次第です。  
 協議会の業務は、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討および業務の点検、社会資源(新たなサービス)の開発などがあります。  
 メンバーに入って地域づくりを！  
 障害者自立支援法の施行以前から、活発にサービス調整会議、圏域のネットワーク会議などを開催していた市町村、都道府県の場合、それをベースに考えると、地域自立支援協議会は比較的簡単に設置し、運営できると考えられます。

問題は、そのような取り組みがまったくなされてこなかった市町村の場合です。その場合、ぜひ、地域の運動の中で、利用者である皆さんが地域自立支援協議会の中にメンバーとして入り、市町村に働きかけて、障害者自立支援法の不十分な点を補う地域づくりをしていただきたいと思います。

市町村審査会

市町村審査会(障害者自立支援法第15条)は障害者自立支援法で利用できるサービスの決定(支給決定)の際にとっても重要な役割を果たします(図3)。

サービス利用までの流れ

皆さんがサービス利用を希望する場合、皆さんは、最初に、市町村に申請しなければなりません。申請後、認定調査員による全国共通項目によるアセスメントを実施して、コンピュータによって一次判定を実施します。介護給付を希望する場合は、さらに、市町村審査会による二次判定が行われます。その結果をふまえて、市町村は障害程度区分を認定し、支給するサービス内容と量を決定します。障害程度区分の認定に関しては、12ページから詳しく説明があるので、ここでは、市町村審査会に焦点をあてて説明します。

構成メンバーはどなたか。

市町村審査会の構成メンバーは、「障害者等の保護または福祉に関する経験や知識を有する者のうちから、市町村長が任命する」(障害者自立支援法第16条第2項)として、厚生労働省の説明資料では、「障害者等の完備に通じた者のうちから、障害者福祉の経験や知識を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行う者を任命する」「身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする」としています。大都市圏は別として、日本の多くの市町村ではこの条件を十分満たした委員を集めるのは困難かもしれせん。現実には、(内科・外科系あるいは精神科系、医師と市町村職員(通称、市町村職員)はなれませんが、保健師およびケアワーカーは例外的に認められます)で構成されるのではないかと思います。

審査会の審議になる、なれる。

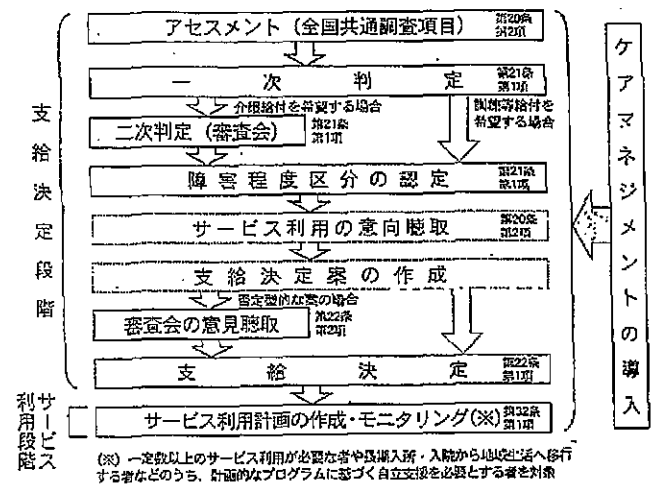
この審査会への関与はできるのでしょうか。審査会自身が委員になる(これ)については、「障害者の保健福祉の年次経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行う者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい」としてあります。障害者自身が委員になる(これ)の重要性に関しては、参事院厚生労働委員会の特格決議事項にもあります。それでは、読者の皆さんのような手をいなく育成

会の会員の方でもなれるのでしょうか。この点は、「中立かつ公正」の解釈がポイントになります。運動体の構成員でしたら、メンバーに有利になるように働きかけるのは当然の責務と考えます。しかし、審査会委員にあつては、そのようなことは絶対に行けません。場合によっては、当該団体のメンバーに不利益をもたらす判断をしなければいけません。そのことも含めて、委員就任の依頼があつた場合には総合的に判断した方がよいと思います。

不服申し立ての支援

それでは、利用者は、まったく、市町村審査会の判断に同意することはできないのでしょうか。手をうつな審査会の皆さんには、むしろ、積極的に、利用者である会員に対して「介護給付に関わる処分(決定)に関する不服の申し立て」(審査請求、障害者自立支援法第97条)を積極的に支援する方が運動体の趣旨にあつていると思えます。「不服申し立て」というと、日本ではなにか悪いイメージがありますが

図3 支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)



(欧米では傾斜改善のための普通の手段、障害者自立支援法はもともとやってみて不備があつたら修正する、走りながら考える法律だったのでです。特に、障害程度区分の認定、給付の決定に関してはブラックボックス部分なので、審査請求を積極的に行わないと、法制度は改善しないと思います。



連続講座

「障害者自立支援法って何だろう？」

第6回

選べる福祉・組み合わせる福祉

～ケアマネジメント生活がやってくる！～

(社福)むそう 理事長・(社福)全日本手をつなぐ育成会 理事

戸枝 陽基

日割りは利用者にとってはいいことだ！

障害者自立支援法(以下自立支援法)では、今まで施設に月払いで支払われていた支援報酬を、原則的に利用があった場合にのみ、一日ごと(月に支払うこと)にしました。これを「日割り」といいます。

日割りになって、事業所は経営が大変になったと言っています。確かに、休みの人が出たり、在籍していても長期入院してしまった人が出たりすれば、たちまちに収入が減るわけですから、大変だと思います。

しかし、冷静に考えてみると、利用者が休みの日は何の支援もしていないのですから、それで今まで支援報酬が受け取れていたということが変な話だという気もします。

この春から、自宅まで送迎サービスを始めた事業所がたくさんあります。事業所に来てもらえないと収入が得られないからです。日割いになると、サービスが良くなる。おもしろい現象でしょう？

日本中の施設の定員が一気に増え、重度障害の方が大人気

圏は、日割りになった事業所の減収に対応しては、利用者を登録者として扱やすことを認めることで対応するように言っています。つまり、30人定員の施設だったら、登録者という考え方で30人以上の人を登録できることになりました。例えば登録者を35人にして、休みの人が出ても平均すると1日30人位になるように運営をするようにということですね。事業所は、毎日きちんと30人の人を受け止めることができれば、潰れたりはしないということですね。

これは、今まで入りたくても認可施設に入れなかった方には朗報ですね。日本中の障害者施設の定員が増えたわけですね。とりわけ、障害程度区分認定で区分が重く出た利用者や日本中の施設が経営基盤を強くするために受け入れたいと思っています。

今まで事業所から敬遠され、無認可の小規模作業所などで、親子でがんばってきた重度障害の方が、自立支援法になったたら、途端に認可事業所から大人気。不思議な現象でしょう？

日割りと障害程度区分認定は事業所が招いた？

国が今回の自立支援法で、日割りを導入したのは、月払いの仕組みに甘えて、利用者が来ても来なくても一緒とはかりに、送迎もしないような事業者がきちんとした支援をしなくてもらうという目的があったのではないのでしょうか。

また、支援報酬に大差がないなら、より障害の軽い支援度の低い人を集めて、楽して事業運営をしたいという事業所への報酬を障害程度区分認定という道具を用いて減らすことで、より高度で支援度の高い人への支援を事業所がきちんとするように誘導したのではないのでしょうか。

もちろん、その判定基準の正確さには問題がありそうです。それでも、国の狙いがそうだとしたら、その狙いは、すばらしい中、日本の障害施設がその対応に大わらわで取り組んでいます。

利用者が混乱したり、不利益を受けないように配慮していただくのは当然の前提として、50年を越えてサービスがほとんど変わらなかつた障害福祉の世界を政策誘導で大きく変えることができるのかもしれません。

結局、お金の流れが変われば、サービスのあり方も変わるのね

今回の自立支援法は、今までの障害福祉で初めて、地域福祉を選択した方がたくさんいたの支援報酬をかけてもらえなくなる制度になりました(一部地域を除く)。前述の通り、日割りや障害程度区分認定の影響を眺めてみても、事業所が究極的には仕事として障害支援をしているとすると、やはり、何となくもお金の流れが変われば、サービスの機能が変わると思います。

一部、この流れの速さについてこれら新しい事業所が「逆ギレ」のように自立支援法批判を強めています。NPO法人や営利法人などは、規制緩和されて障害福祉に参入しやすくなりましたから、その動きを活発にしています。

しっかりとした対応を始めている老舗事業所と合わせ、新たな事業所の参入で、地域福祉が形づくられていき、そこにお金が流れる。そんな状態がこの10月から日本中で起こると思います。

付いてこられずに、つぶれる事業所もある

介護保険では、事業所がつぶれるということは日常的にあります。障害福祉でも、制度は施行されたのに、その流れに逆らうかのような動きをしている事業所は、対応がすつかり遅れることで、つぶれるのではないのでしょうか。

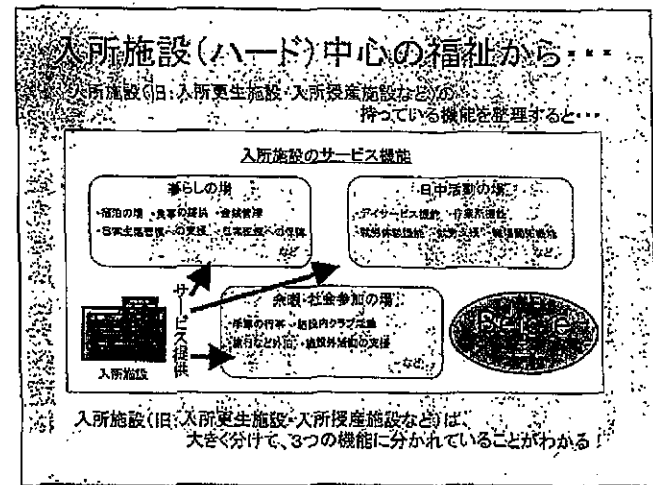
事業所がつぶれても、他に新たな事業所があれば、利用者は困ったりしません。また、法人がつぶれて、その施設の運営をより力のある法人が行う(M&A)も起こるでしょう。運営主体が変わっても、施設そのものが残るなら、利用者は困ったりしませんよね。

しかし、そうは言っても、事業所の運営が一時的に不安定になることは、障害のある本人にとって、少なからず影響があるでしょう。そういう意味で、これからは、預けたら預けっぱなしというのではなく、事業所の運営や職員の状態に注意を払い、いいサービスを「選び」ましょう。

# 自立支援法「Before After」

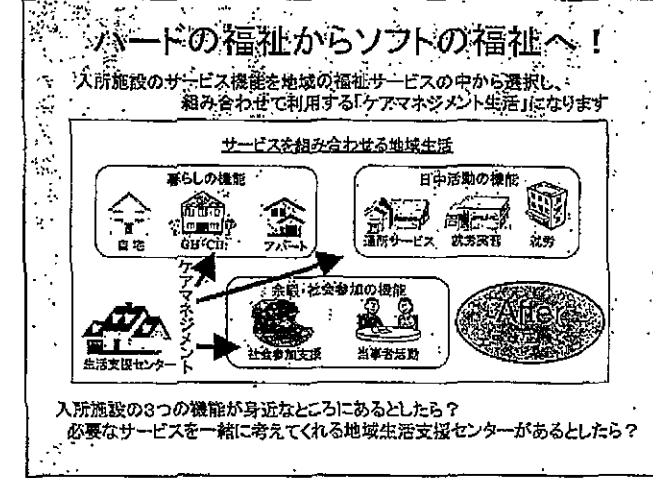
図1、2を見てください。自立支援法でどのように障害福祉が変わるのかをイメージ図にしてみました。  
今までは、親亡き後は、入所施設というこ

図1



とが当たり前のようになっていました。入所施設には「暮らしの場」「日中活動の場」「余暇・社会参加の場」といふまでに3つの機能が期待されてきました。  
この3つの機能が24時間365日対応で、同じ建物の中で、障害のある方へ提供されてきました。

図2

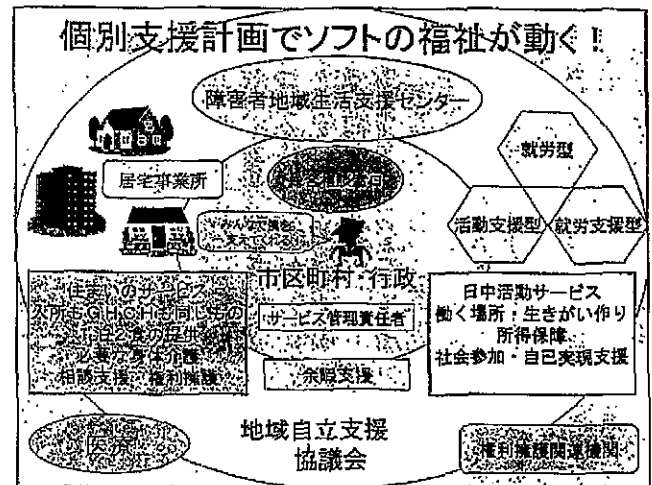


自立支援法では、この3つの機能を地域の中で、さまざまな選べるサービス機能として点在させ、組み合わせる「ケアマネジメント生活」のある方の生活を成り立たせようと考えています。  
親がいなくなっても、図3のように、市町村行政や事業所のサービス管理責任者、生活支援センターの相談員などが「地域自立支援協議会」で集まって話し合ったりして、ケアプラン(個別支援計画)を作成し、必要な支援を組み立ててくれます。  
まさに、地域ぐるみで、障害のある方の生活を責任もって支援していく仕組みになるわけです。

## 選べる福祉、組み合わせる福祉

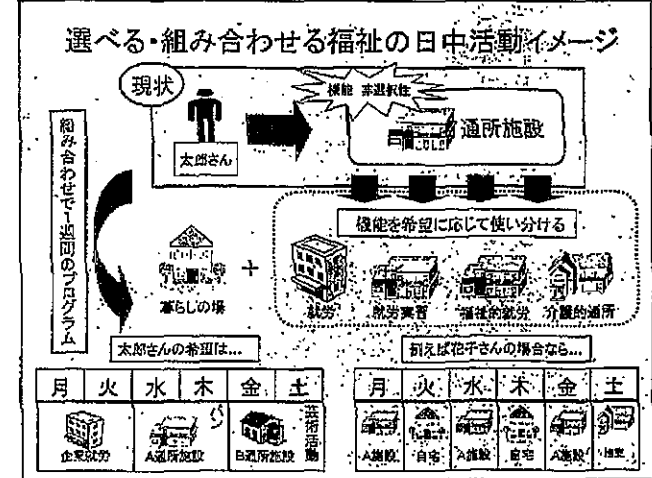
図4を見てください。選べる福祉の具体的な例として、太郎さんと花子さんの毎週の活動の1週間の例をあげました。  
今までの施設は、その施設に行くこと、さまざまなプログラムがありま

図3



したが、基本的にはどのプログラムがいのかなどは職員が決めています。これは、利用する当事者が、どんな目的でサービスをを使うのかによって、通う場所を選びます。日割りになりましたから、1日ごとに別々の事業所と契約することも可能で

図4



太郎さんの場合→A通所施設に長年通っていましたが、週に2日(月・火)、企業で頑張ってみることにしました。企業の仕事は2日しかないで、残りは、通い慣れたA通所施設に通い、残りの2日は、前からやってみたかった陶芸を習うために、芸術活動に熱心なB通所施設を選びました。

## 相談支援事業者と親のつながり

おしいところをつまみ食い。本人のそのときの想いや状態に合わせてプランニング。  
親子で考えられない場合には、この10月から自立支援法に基づいて、すべての市町村に置かれる相談支援事業者が手伝ってもらいましょう。  
4月から1割負担を払っているのですから、事業所にも行政にも言いたいことはしっかり言つて、デメリットだけでなく、自立支援法のメリットの方もしっかり受けたいです。



# 試論

## 私論

### 「誰も損をしない福祉の構造」

料亭久里川支配人 森 浩昭 (もり ひろあき)

私は、1993年に、企業の社会貢献として障害者作業所の製作品を一般企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始した。販売開始当時、大企業は寄付や人材派遣など活発に動き始めた時代だったが、私共の店のような中小企業にはそのような余裕はない。私は中小企業でもできる社会貢献を模索していた。

ある日、新聞に広島市内の作業所の製作品のカタログが作られたとの記事が載っていた。これを見たとき「物を売るのは大企業も中小企業も関係ない、我々が日々行っている商売を福祉に生かせるのではないか」と直感した。それから約1年を掛けて仕事の合間に広島市内すべての福祉作業所を回り、現場の職員および所生さんに販売についての意見を聞いた。その間、多くのマスコミで取り上げられ、そのおかげで販売店舗を増やし、現在17店舗にまで広がった。

しかし、「バザーの延長」でしかない製品販売は障害者の啓蒙活動として話題になっても、肝心の売上はあまり上がらない。そこで今まで我々が商売で培った、企業に対して行う製品販売ノウハウを作業所に転用した営業戦略を開始した。

以前、広島市は、企業に対し社会貢献に関

するアンケートを実施したことがある。その結果、大半の企業（特に中小企業）が「協力はしたいが、この不景気にそれどころではない」という回答であった。私も企業の人間なので、この回答は企業の本音の部分として十分理解できる。しかし、なぜ福祉が企業側からこんなに敬遠されてしまったのだろうか。これまでの福祉団体の企業に対する接し方問題があるのではないか。

先日、広島の大手ホテルの方にお会いし、障害者作業所に対する販売協力をお願いした。私は、ホテルの方に「今日は、おたくのホテルにとってプラスになる話を持ってまいりました」と切り出した。

現在の広島のホテルは乱立により結婚式の争奪戦の状態になっている。そこで、「おたくのホテルは、他のホテルに対し特別な付加価値を伴う戦略を考えなければならぬのではないか。見せかけの物理的な華々しさの競争は終焉し、これからは心の時代だ。二人の門出に、世の中に少しでも役立つことをして社会に旅立れば一生の記念になる。列席してくださった皆様にもその幸せを分けて上げることができないのではないか。そのお手伝いを作業所にさせていただきたい」と説明した。

その結果、当店の廃物である「かまぼこ板」を材料にして新郎新婦の絵が描かれた

「名札立て」の納入が決定し、一般業者と同じように（マージンは低くしていただいたが）契約を交わすことができた。同時に、この話題を企業社会貢献としてマスコミに提供することにより、ホテルへの報道取材（結果的に広告）も行った。他の業種でも、この手法で作業所製品の納入に数多く成功している。

「物を売ること」の根源は、企業が「お客様満足」なのに対し、作業所は「障害者理解」である。この方向性の違いが現在の作業所の製品販売の困窮の原因であろう。

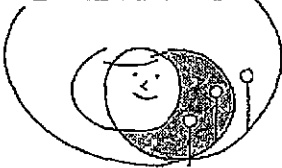
障害者自立支援法が成立し、今後作業所を取り巻く環境が厳しくなることは確実である。広島県では我々の意見を反映していただき、今年度から「モデル作業所事業」を施策として開始した。これは今まで行政が行ってきたお金の支援ではなく、ものづくりや販売支援を行うものである。作業所側も企業の営業戦略を学び、一方的な企業支援を求めのではなく、企業と「おたがいさま」の関係にならなければ、時代に取り残されてしまう。

今後、ますますマスコミを媒体として、企業と福祉団体をコーディネーターで結びつけるという手法を用いた「誰も損をしない福祉の構造」が必要ではないかと思う。



（略歴）昭和37年広島生まれ。  
地元大学卒業後、約5年間、東京の機械メーカー勤務を経て、実家の料亭に就職。  
平成5年 広島市内の障害者作業所で作られる製作品を一般企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始。  
平成14年 広島大学「地域貢献研究課題」に採択され医学部、教育学部、総合科学部と共同研究論文発表。  
平成16年 福祉関係者の異業種交流会「福祉を語る会」発足。  
平成17年 県立広島大学「地域課題解決研究」に採択され経営情報学部と共同研究。  
近年、行政や企業と障害者作業所との連携を数多くコーディネート。

◎「僕らのアトリエ」ホームページ  
<http://www.kurikawa.com/bokuranoaotrie.html>



慶応大学商学部の中島隆信教授(46)は、息子(20)の障害をなかなか受け入れられなかったといいます。「養護学校卒業を契機に、多くの人の話を聞き、初めて息子の置かれている状況を客観視できた」と打ち明けます。中島教授は反省も込めて、「福祉は社会参加の第一歩であるべき」と語ります。(聞き手 北村 穂)

障害者が自立できる社会へ

障害児の父親としての経験は、障害児はから、太一が養護学校を卒業するまででした。進路を決めるため、多くの施設を回って、「ここならいいかな」と施設があるのかを探りました。

一方で、施設の種類や施設での仕事に森林は疑問を感じました。その反省と疑問の延長で、障害者の置かれた環境を取材して書かれたのが、「障害者の経済学」(東洋経済新報社)です。

私は「障害者が言いたいのは、消費したいものがある方が社会生活にも参加しやすい。障害者が社会参加しやすい環境を準備するのは必要だ。障害者が自立すると、家族の負担も軽減される」と書かれています。

息子の第一歩は障害者を消費者になることです。福祉サービスも、消費者の視点から評価してほしいですね。そのためにも、福祉サービスを受けられるのは喜ばしいことです。福祉は社会参加の第一歩です。

「障害者の経済学」著者 中島隆信教授(46)

「養護学校卒業を契機に、多くの人の話を聞き、初めて息子の置かれている状況を客観視できた」と打ち明けます。中島教授は反省も込めて、「福祉は社会参加の第一歩であるべき」と語ります。

障害児の親は、子供が養護学校を卒業するのを前に、作業所の授産施設など、子供を受け入れてくれるような施設を必死に探します。障害児が就職し、家庭を養っていくは想定外なのです。施設側にも似た傾向があるという話です。

「消費したいものがある方が社会生活にも参加しやすい。障害者が社会参加しやすい環境を準備するのは必要だ。障害者が自立すると、家族の負担も軽減される」と書かれています。

息子の第一歩は障害者を消費者になることです。福祉サービスも、消費者の視点から評価してほしいですね。そのためにも、福祉サービスを受けられるのは喜ばしいことです。福祉は社会参加の第一歩です。

息子の第一歩は障害者を消費者になることです。福祉サービスも、消費者の視点から評価してほしいですね。そのためにも、福祉サービスを受けられるのは喜ばしいことです。福祉は社会参加の第一歩です。

消費者になることで  
働く意欲わいてくる  
環境整備も支援の一つ

「障害者の経済学」に先だ  
って、「大相撲の経済学」  
を執筆した際に知りあった  
白鵬関と中島さん一家。左  
から恵さん、太一さん、白  
鵬関、陽二さん、中島教授  
—平成16年8月、神奈川県  
横須賀市



スが多いように思われます。

太一は現在、バスで作業所に通っていますが、「危ない」という判断に不安が残るので、バス停までは介助者が付添います。太一は脳性マヒで重度の心身障害がありますが、もっと早い時期から、家庭や学校で時間をかけて1人で外出する訓練をさせていけば、1人で通勤できただけかもしれません。

外出する際も、家族が丸抱えにするのではなく、第三者に託すなどして、太一自身が他者とコミュニケーションしながら行動する癖をつけさせるべきだった。しかし、さうしてこなかった。養護学校卒業後、自立への準備を始めたのは遅いことを痛感しています。

太一は今、これまでの給付金の貯蓄と作業所の工賃で生活しています。この生活でトレーニングを重ねて、将来は障害年金や、働いたお金で自立した生活をしてほしいと願っています。

障害者が自立に向かって動き出すには、本人を支援するだけでなく、取り巻く生活環境そのものを支援することが必要です。問題を抱えたままがちな保護者には、第三者が情報提供して手助けするシステムをぜひ充実してほしい。障害者の問題は本人や家族だけの問題ではなく、社会全体の課題であるべきではない。

いついそがしくも働けるのが難しければ、親だけでなく、障害者本人に所得保障をして、少なくとも消費資金としての社会参加の道を探る必要があるのではない。

障害者の社会参加が成功すれば、少子高齢社会にも雇用が広がります。お年寄りも雇用の機会を失っていきな方向に向かい、いついそがしくも働けるべきです。

太一は今、親から離れてグループホームに住み、作業所に通ってパンやクッキーを作るなど、工賃を得て暮らしています。一息、自立してこのお年寄りですが、養護学校卒業時の訓練をしていなかったのは、現実にはなかなか難いことだと思います。

親が「お年寄りのお金が当たりの前」と思っているかもしれませんが、彼が生まれたころのお金の当りの前です。ですから、自分がしたことがいかに無駄だった、自分で行動するのを難くするのは、

例えば、障害者を親が世帯の中心で、1人で通勤や買い物などの条件にする社会をどう改善します。しかし、親はお年寄りから生活費をもらう人、インメーションというものの、手狭な1人で外出するのを訓練をしていない、ケー

寄稿

# 正念場の障害者福祉改革

NHK解説委員 小宮 英美

### △はじめに▽

10月から障害者自立支援法が本格的に施行された。この改革は、障害者が施設ではなく町で暮らせるようにすること、働いて少しくも収入を得られるようにすることを目指しているが、一方で事業者に対してはサービスのあり方を大きく変えるよう求めている。利用者本位のサービスとして生き残っているのか、改革の正念場を迎えている、事業者の事情に焦点を当てて考えたい。

### △「新体系」のスタート▽

障害者自立支援法は昨年11月に成立し、今年4月からは最大1割の利用料負担が始まった。また、一人ひとりの障害の重さを判定する障害程度区分の認定が行われ、10月からは施設サービスのあり方も変わる。「新体系」と言われているものである。

「新体系」は、より重い障害のある人を支援した場や、障害者が働けるように支援した場合、町で暮らせるようにした場合は、より多くの報酬を受けられる仕組みとなっている。逆に、適切な支援をしないまま、障害の軽い人を抱え込んでいた施設は報酬が低くなる。今後5年で全事業者が「新体

系」に移行することとなっている。これに対して改革について行けるのか自信のない事業者の不安が表面化している。

### △改革の背景▽

改革の背景には、日本の障害福祉が先進各国に比べてもひどく遅れており、予算が限られているという事情がある。これまでの措置時代の仕組みは言わば先着順が基本で、枠一杯になつたらそれ以外の人は利用できないというような仕組みであった。

施設に通って働く力を身につけるためのサービスである通所授産というサービスを例にみてみよう。通所授産施設は不足しており常に満員のため、新たに利用することが難しい。こうした状況がさらに悪循環を生んでいる。

一度サービスの利用を止めたら二度と利用できないという状況では、障害者が極めの人でも、一般の会社で働くことに挑戦するのをあきらめ、施設の中に留まり続けることになった。その結果、障害が重く手厚いサービスが必要な人でも、施設が利用できないという状況は、さらに深刻になっている。

### △障害程度区分の導入▽

自立支援法ではこうした現状を

求められる。それには私たち国民の理解も不可欠である。例えば障害福祉サービスの予算は、このところ毎年1割ずつ増やされているし、在宅サービスに限って言えば、前年度比3割増だが、介護などと比べると、まだひどく不足しているのが現状である。

高齢者が介護は「明日は我が身」と思っても、「障害福祉は他人事」と思う人が多いからではないか。また、施設がいくら努力しても、企業が障害者を雇用しなければ現状は変わらない。私たちが助める会社が障害者を雇用しているかも問われているのではないか。

### △努力する事業者▽

最後に、愛知県半田市にある通所授産施設「むそう」の例を見たい。ここは新体系に移行し、「生活介護」事業を始めると、受け取る報酬が2割近く増える見込みである。ここでは施設を町に開き、知的障害者がラメンを作り、一般の人と食べってもらう食堂を開いており、よく売れている。

障害者が働けるよう支援しながら、能力に応じた資金も支払っている。若者向けのアジア雑貨の店も経営し、障害者の作品と一緒に売り、工夫している。ベッドまで出向く送迎は利用者にも選ばれて

変えるため、障害の重さによるランク分けを導入した。介護保険の要介護認定に似た仕組みである。障害程度区分は6つあり、事業者の報酬もそれに応じて決まる。重度の人が多ければ、これまでより人については一般企業で働けるようにした場合、あるいは入所施設を出て町で暮らせるように支援した場合に、多くの報酬が得られる。一方で適切な支援をしないまま、軽い人を多く抱え込んできた施設は受け取れる報酬が下がり、減収になる。この減収の可能性が事業者を不安に陥れている。

障害のランク分け（障害程度区分）には、介護保険の要介護認定で使われているコンピュータ判定の仕組みが取り入れられた。介護保険の78項目に加えて、知的障害や精神障害など、高齢者とは違う障害特性の人を認定する27項目が追加され、さらに審査会による判断でより重い区分に引き上げられるようになった。

事業者側はそれでも、障害程度区分が低めに出ると主張している。その結果、施設の受け取る報酬が少なくなり、減収に繋がるといのである。これに対して国は、その人独自の事情をくみ取る審査会もあるのだから、これで十分と

いる。障害程度区分の平均も4.65とかなり重く、全国の平均3.4を大きく上回っている。

こんな施設が増えれば、利用者も助かるのではないか。この施設の管理者は「他の施設で断られた重度の障害者を積極的に受け入れ、一人ひとりの適性にあつた多様な仕事を用意して支援してきたことが評価されて嬉しい」と話してくれた。

また、送迎サービスは別の事業体が行い、1万5千円の利用者負担を徴収しているという。しかし、そのお陰で家族は施設への送迎から自由になり働くこともできるため、「利用者負担が高ら」とか「夕夕にしてほしい」というような苦情は一切ないという。利用者本位のサービスを行使すれば、必ず支持されるといふ。

### △おわりに▽

すべての障害者が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉の改革は始まったばかりである。予算が限られたままの改革は事業者にも厳しい。利用者本位のサービスとして生き残っているのか、事業者は今、改革の正念場を迎えている。私たちは、この厳しい状況を他人事と思わず、理解に努めることが何より求められている。

寄稿

### △日割り制の導入▽

もうひとつ事業者側が反発していることがある。事業に対する報酬を、実際に行ったサービスの実績に応じて支払う、「日割り制」の導入である。これまでは例えば従業員30人の施設であれば、必ずしも毎日全員が利用していなくても、30人分の報酬が1か月まとめて支払われてきた。サービスの利用率が低い施設でも高い施設と同じ報酬が支払われてきたのである。

新しい制度では実績を日割りで計算し、利用率の高い施設がより多くの報酬を受け取る仕組みに変わった。事業者側は、利用者が体調を崩して通えない場合も多く、減収に繋がると反論している。これに対して国は、利用者が通いやずい送迎サービスをするとか、これまで定員の枠外だった人や制度の対象外だった精神障害の人を受け入れるなどして、利用率を高くしてほしいと説明している。

### △問題の構図▽

「より重い人、より多くの人にサービスを使ってもらいたい、より働けるよう支援してほしい」という国に対して、「この報酬ではできない、労働強化に繋がる」と事業者

側が反発している構図が浮かび上がる。この状況をどうみたらよいのだろうか。

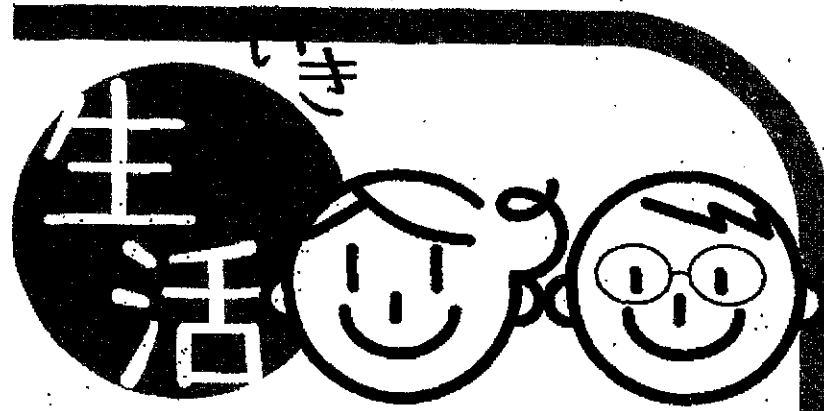
私は、自立支援法による新しい枠組みは評価できると考えている。多くの障害者は施設を出て、一般の会社で働きたい、町で暮らしたい、と思っているからである。働ける人が一生を施設の中だけで過ごすのは過酷なことである。また、働けない重度の人に手厚い支援が必要だといふのも当然である。よって、軽い人を自立させ、重度の人を多く受け入れた事業者が評価される枠組みは重要である。

### △障害福祉予算の充実を▽

一方で自立支援法の方向性は理解できても、今の障害福祉の予算は少なすぎ、これでは事業者も大変だとも考えられる。障害者施設で働く職員の給料は一般と比べてかなり低く、特にパートの職員などには、努力に見合った給料が払えない。よい事業者にはもともと多くの報酬が支払われなければ、改革が進まないと考ええる。在宅サービスの絶対量が不足していることも、一人ひとりの事情を尊重した臨機応変な展開を阻害している。そう考えたら国が障害者福祉の予算をさらに確保することが強く

【そ の 他】





### 女の気持ち

#### 息子の入院

私の息子は30歳、重度の知的障害者です。3月の終わりに救急車で病院に行き、そのまま入院になりました。肺に水がたまっているとのこと、1週間の入院でしたが、リユーマチを患う私にとって、病室での看護は大変な試練でした。

肺に酸素を送るチューブは鼻から外し、点滴の針を留めているほんそうごうは力いっばいほがしました。息子を私が女子トイレに連れて入ったのを看護師さんにとがめられて、小さくなって男子トイレに入りました。レントゲンを撮りに行く途中の通路で赤ちゃんの声に素早く反応して床にバツタリ寝そべり、立ち上

がらせようとした看護師さんの顔を思い切りたたいて嫌な顔をされたら、隣のベッドの人のせきに怒って、罵れたら……。生きた心地がしない1週間でした。

もう限界だと感じた日に退院のお許しがでて、我が家が痛って来ました。私の息子は雨が降っては怒り、風の音に反応し、雷でも落ちようものなら家中を駆け回り、手のつけようがありません。それでも、私はこの子のためだけに生きています。これからもそうしよう決めていきます。

夫婦けんかをして、だんなが怒鳴ると大癪れして私を助けてくれる我が息子。使命があって、私のとらへ生まれてきたあなた。お母さん一生懸命頑張るからね。これからもよろしく願います。

東京都小金井市  
柴山 三枝子 主婦・61歳

### 女の気持ち

#### 柴山さんへ

「息子の入院」(4月23日)を読んで泣きました。私は重度心身障害者の方たちの入所施設に介護職として25年勤めました。いわゆる「他傷・自傷」行為をする方たちが何人もいらっしゃいます。入浴介助中にかまれてしまった腕には今も傷跡がありますし、顔をぶたれたこともあります。

初めは分からなかったけれど、そのうちに気がついたことがあります。職員が腹をすく「いたいっ」と叫んでしまったりすると、その利用者さんの表情がめがんでしまうのです。悲しそうな、こらえような表情になるのです。自分でもどうしようもない気持ちがお顔に表れるのだ

ろつと思いました。だから私たちはなるべくたたかれたり、かまれたりしないように気を付けました。「自分は乱暴してしまっただけ」と思わせたくないからです。

私は今、障害者のヘルプを中心にた事業所に勤めています。柴山さんのお宅の近くにもそんな事業所があると思えます。支援費を利用して少しでもお体を休めてください。重度のお子さんを持つママの心は私じゃなければならぬ「ママ」と願ってしまってお母様がいらっしゃいます。ヘルパーさんと関係を作ってほしいです。お子様のために社会資源を活用して、心百分を大切にしてください。

暖かくなりますね。楽しい経験ができますように、お祈りしています。  
東京都板橋区  
早野 節子 ケアマネジャー・51歳

# 厚生福祉

2006年(平成18年)9月29日(金)

第5409号(購読料金 月額税込み4,300円)

 時事通信社

## 競争の福祉

体育の秋、街のあちこちから運動会の楽しげな声援が響いてくる。だが、その明るさとは対照的に、国中の人々は、「競争」の鞭に追い立てられ、ゴールの見えないコースを走り続けている。「大人たちは、寸刻を惜しんで働き、疲れ果てる。子供たちも自由を失い、夢も笑いも失っていく」。ドイツの児童文学者ミヒヤエル・エンデが、彼の童話「モモ」で描いた情景そのものである。福祉も例外ではない。改革の中で「聖域なし」の号令がかかり、福祉事業者は「市場競争」の場に立たされた。企業も加わる競争の始まりである。「市場競争」とは、利益を求め、互いに競い合うことである。そこには、当然「勝ち組」と「負

身体障害者療護施設  
こひつじの苑施設長 徳川輝尚



け組」が生まれる。「勝ち組」は強大となり、押し潰された「負け組」は撤退へと追いやられる。長い間、護送船団の中で守られてきた福祉事業にとっては、初めての生き残りをかけた競争だ。確かに、措置制度の時代には、福祉事業者に甘えがあつた。国が定めた最低基準を守ってさえいれば事足りたからである。「競争の原理」を導入することにより、事業が活性化し、サービスの質が高められることに異存はない。しかし、市場競争には「落とし穴」もある。利潤追求に心が奪われ、サービスが単なる商品となつてしまわないか。効率化のため、画一的なマニュアルで業務が管理され、サービスが機械的にな

つてしまわないか。「客」を増やすため、サービスの時間を切り詰めてしまわないか。激しい競争の中で、「福祉の心」が見失われないか危惧する。「不思議な女の子」『モモ』は、時間を気にしないで黙って人の話に耳を傾ける。人々は『モモ』にしゃべりかけ、心を満たし、失った時間を取り戻して帰っていく。エンデの描く童話に耳を傾け、「心の豊かさ」を大切に持ち続けたい。ともあれ、日本の福祉は「市場競争」へと大きく舵を切った。我々は、この新しい道に対して正しい評価を下しつつ、「競争」をバネとし、福祉の向上に取り組むべきだ。ただ、先人から受け継いだ「福祉の心」は決して見失ってはならぬ。「変わるものに対応する勇氣と、変わらないものの堅持」を説いたラインホルド・ニーバーの言葉が、今ほど求められる時はないと思う。